

「中村事件は他の如何なる事件よりも一層日本人を憤慨せしめ、遂には満洲に関する日支懸案解決のため実力行使を可とするの激論を聞くに至」つたと記してゐる。

参謀本部の中村震太郎大尉は井杉延太郎予備騎兵曹長と共に、白系露人一名、蒙古人一名を連れ、兵要地誌調査のため昭和六年六月九日、東支鉄道・伊爾克特駅より南行、興安嶺に入り南に向つた。同月二十六日、索倫東方に於て屯墾軍第三团长・関玉衡の指揮する支那兵に捕へられ、翌二十七日大尉及び一行は玉衡の手によつて射殺され、死体は証拠湮滅のため焼きすてられた。

この殺害の情報は関玉衡の妾の日本婦人（植松菊子）から日本側（チチハル総領事）へもたらされたのであつた（七月十七日）。一方関東軍も中村ら一行が予定の期日に到着せぬため、七月上旬より捜査を開始したが、同下旬になつて植松菊子とも接触、事件の核心を掴んだ。軍は直ちに奉天軍側と交渉を開始すると共に、威力捜査に出でんとしたが中央部の容認するところとならず（片倉衷「回想の満洲国」）、交渉は軍より外交機関に移された。八月十七日、外交交渉が開始されたが、支那側は、交渉開始後も事件の調査を約束しながら遷延し、事件の真相解明のために誠意ある努力をなさず、のみならず支那側新聞は、さかんに中村大尉殺害事件は無根であるとの報道を掲載した。また王正廷外交部長も中村事件は全く事実無根で、満洲には好んで事を構へる不良ごろつき日本人が多いので、おそらくこの連中が捏造した宣伝であると言明したため、軍関係者はいよいよ態度を硬化させたのであつた。

日本国内の新聞は支那の非道を糾弾し、大連の新聞は中央と政府の無策を難じた。八月下旬の満洲は「事実上交戦直前の状態」（臼井勝美「満洲事変」）であつたとも云はれ、正に「山雨至らんとして風楼に満つる」（片倉前掲書）の緊迫した空氣となつた。最後の解決の時期が近づきつつあつたのである。

事態の重大化を認識した榮臻参謀長が中村大尉殺害の事実を全面的に承認したのは、漸く九月十八日午後三時に至つてからであつた。支那側が殺害の事実を認めたことで、交渉は次の段階に移らんとしたが、時すでに遅く、この日の夜、柳条溝事件の勃発をみたのである。

第三節 事変の経過概要

スチムソンの不承認主義

柳条溝事件の直後、中国は事件を国際連盟に提訴した。その数日後、我国は事変に関する声明を發し、日本が満洲で何ら領土的欲望のないこと、日本の希望は、日本人が正当な権利に基づいて平和裡に満洲で居住營業できることであると述べた。日本が満洲で領土的欲望を有しない、と云つたのは嘘ではない。その後我国は、満洲を軍事力で併合できたにも拘らず、これを併合せず、独立国とした事実を考へてみればよい。

九月三十日、連盟理事会は日本軍の速かなる付属地内への撤退を決議したのに対して、幣原外相は、付属地へ撤兵するには日支平常関係回復のための大綱を協定する必要があるとして、五項目協定案を十月十四日ブリアン議長に通告したが、ブリアンは反対の意志表示を行なつた。

（註）日本提案の五項目とは

- （一）侵略的政策又は行動をせぬ旨の相互宣言。
- （二）敵愾心煽動を抑へるため一切の手段をとる旨の相互約束。
- （三）日本は満洲を含む支那の領土保全を尊重する意思を再確認する。
- （四）支那は満洲に於ける日本人の居住旅行、平和的事業の保護を約束する。
- （五）破壊的競争を防止し、満洲に於ける鉄道に関する日支間の現存条約を実施する協定を結ぶ。

かかるうちにも満洲の独立気運は高揚し、十一月中には東三省悉くが南京政府から独立したのであった。

十二月、日本軍は張学良の新政府所在地で、反日武力行動の策源地である錦州への進撃を開始、翌昭和七年一月三日錦州を無血占領し、錦州政権は潰え去つた。これに対して一月七日、スチムソン米國務長官は日支双方に覚書を手交した。それは、米国は支那の主権、独立、領土保全の原則や門戸開放政策に違反し、又米国民の条約上の権利を侵害する一切の事実上の状態の合法性を承認しないこと、及び日支両国の締結する一切の条約・協定で前記権利を侵害するものは承認する意思がないこと、並びに不戦条約に違反する手段により成立する一切の状態、条約又は協定を承認する意思がないことを通告するものであった。スチムソン・ドクトリン（不承認政策）と云はれるものである。それは一九一五年、二十一カ条問題に於けるブライアンの不承認主義を継承するものであった。

これに対する日本政府の回答（一月十六日付）は、滿蒙行政当局の変更は「全く該地方人民が必要やむを得ざるの処置として自らこれを行ひたるに過ぎざる」と指摘し、更に滿洲事変に際し滿蒙の支那官憲は大方逃亡または辞職し、その結果政治機能の破壊を來たしたのであり、日本は「支那国民のみが他国民と異なり民族自決の権能を欠き、その官憲の逃亡に際し自ら政権を組織して秩序の維持に任じ得ざるの理由なきを信ず」と皮肉たつぷりにやり返したのであった。

米史家タンシルがスチムソンの不承認主義を「一箇の手榴弾」に譬へ、それが「日米の平和的關係一切を破壊することになつた」と厳しく批判したことは前に触れたが、これ以後、事変をめぐつて日米關係は悪化してゆく。

滿洲建国

一月二十八日には上海事変（第一次）が勃発したが、一方、建国工作は着々進められ、三月一日、滿洲国政府は建国宣言を發し、同月九日宣統帝溥儀が執政に就任した。

この間、滿洲事変に関する現地調査委員会としてリットン伯（英・委員長）、アルドロヴァンディ伯（伊）、クロードル中将（仏）、マッコイ少将（米）、シュネー博士（独）の五人が選定された。調査委員会は昭和七年二月初め歐洲を出發、日本、支那本部、滿洲の各地を訪ね、日支双方の要人、事件關係者その他と会見、報告書を作成、十月二日に公表した。所謂「リットン報告書」である。

滿洲建国は、このリットン委員会の調査活動中のことであつた。九月十五日、日本と滿洲国との間に日滿議定書が調印され、これを以て日本は滿洲国を承認したのであつた。議定書は「滿洲国が住民の意思に基づいて自由に成立した独立国家」であることを謳つたあと

①滿洲国は従来の日支間の条約、協定その他の取極め及び公私の契約による一切の在滿日本權益を確認尊重すること。

②日滿両国共同して国家の防衛に當るべきこと。このため所要の日本軍は滿洲に駐屯すべきこと。
の二条を以て成るものであつた。日本にしてみれば、従来の滿洲問題の一切は、この議定書二カ条によつて結着を見たと言ひ得るのであつた。

我国、國際連盟を脱退

リットン報告書に対しては日支両政府とも意見開陳の機会を与へられ、日本政府は十一月十八日、八万語以上より成る意見書を連盟事務局に提出、翌日公表された（支那は十二月三日になつて、日本の意見書及び松岡代表の演説に対する反駁書を發表した）。

昭和八年二月、連盟総会はリットン報告書に基づき、滿洲の主権は支那に属すとなし、日本軍の付屬地内への撤収を勧告した。それによれば、滿洲は一種の國際管理下に置かれ、その秩序は憲兵によつて維持することになつて

ゐた。右勸告案は賛成四十二、反対一（日本）、棄権一（シヤム）で採択された。すでに満洲国は成立し、発展しつつあった。我国は勸告とは基本的に立場を異にした。ここに於て、我国は遂に国際連盟を脱退した。脱退を宣言してジュネーヴから帰国した松岡（洋右）代表は空前の歓迎を受けた。新聞は「正義のために雄々しく戦った自主外交の勇将」と書きたて、ラジオは帰国の模様を全国に放送し、さながら凱旋將軍の如くであった。『東京朝日新聞』は論じて曰く「（松岡全権は）日本の立場、東洋に於ける使命と国民的確信については、国民の云はんと欲するところを極めて率直に云ひ尽して遺憾なきものがあつた」と。満洲事変に快哉を叫び、これを支持した当時の世論、推して知るべきである。

第四節 満洲独立運動の虚実

我が政府、独立運動への関与を禁ず

支那に於ては、支配者は戦争に敗れると自分の国も民も棄てて遁走する慣はしがある。柳条溝事件の際も、遼寧省は東北政権首脳が全部逃亡したため、治安維持のため遼寧省治安維持会が生れ、袁金鎧が長に就き、于冲漢らがこれを補佐することになった。王永江、袁金鎧、于冲漢は満洲文治派の指導者であつた。

東京裁判での片倉衷（事変当時関東軍幕僚付、十月に関東軍参謀）の証言によれば、右治安維持会に若干の日本人が維持会側の希望により顧問として入つた事実はあるものの、関東軍は一切関係しなかつた。実際、日本政府も参謀本部も満洲独立運動に声援を与へたことはなく、それどころか幣原外相及び南陸相は九月二十六日付で「日本人の

満洲に於ける新政権樹立運動に関与することを厳禁する訓令」を発したほどであつた。

かういふ訓令に従つて日本の文武官憲は独立運動との関係を避けたものの、満洲独立運動が支那人、満洲人、蒙古人の間に確立されるに至つて日本側はこれを無視できなくなつたのである。

独立は満洲民族の悲願

一九二〇年代、満洲の民は張作霖・学良父子二代に互る税^{ひせい}と苛斂誅求^{かれんしゅうきう}によつて呻吟のどん底に喘ぎ続けた。彼等奉天軍閥は兵を養ひ、戦争を起すために不換紙幣の奉天票を乱発し、税金は数年先まで前払ひさせる程の暴政であつた。満洲事変当時、張学良政権の軍事費たる、実に国家予算の八五パーセントに上つてゐたことはリットン報告書も承認する事実だつた。彼等が満洲人の怨嗟の的になつたのも当然だつた。

張軍閥の圧政を憎む満洲文治派の知識人達は、中国本部の戦乱から満洲の平和安全をまもる「保境安民」運動を起し、広く満洲住民の共感を得たが、この運動の行きつく先は必然的に満洲独立であつた。満洲を独立国家とすることは満洲人の念願だつたのである。それ故にこそ、事変勃発直後の九月二十四日、袁金凱は遼寧省に、二十六日熙洽は吉林省に、二十七日張景恵らは特別行政区に、二十九日湯玉麟は熱河省に、于芷山は東辺道に、更に十月一日張海鵬は洮南にそれぞれ独立を宣言したのである。

満洲政客も独立を構想

このやうな短期間にかくも多数の独立宣言が出されることは、事件以前に独立への気運と素地がなければ到底不可能である。しかも右独立運動が奉天と吉林以外は、日本軍がまだ進出してゐない地域に発生した事実は、独立が